

# 官報

号外  
昭和五十三年十月十九日

## ○第八十五回 衆議院會議録 第九号

昭和五十三年十月十九日(木曜日)

議事日程 第八号

昭和五十三年十月十九日

午後一時開議

第一 特定不況地域中小企業対策臨時措置法案  
(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 特定不況地域中小企業対策臨時措置

法案(内閣提出)

水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法案  
(坂田道太君外九名提出)

午後一時三十分開議

○議長(保利茂君) これより会議を開きます。

日程第一 特定不況地域中小企業対策臨時措

置法案(内閣提出)

○議長(保利茂君) 日程第一、特定不況地域中小企業対策臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。商工委員長橋口隆君。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法案及び同

報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔橋口隆君登壇〕

○橋口隆君 ただいま議題となりました特定不況地域中小企業対策臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

わが国経済は、長期かつ深刻な不況からいまだ脱し切れない状態にあります。とりわけ構造的不況業種に属する事業所が中核となつていて、地域では、これら中核の事業所の事業の縮小等によりまして、多数の中小企業者の経営が不安定となり、雇用状況も著しく悪化しております。

本案は、このような状況にかんがみ、これらの中小企業者の経営を安定させるための措置を講ず

ることにより、別に講じられる雇用対策の措置とあわせまして、これら地域の経済安定を図ろうとするものであります。

その主な内容は、

第一に、構造的な不況にある業種を特定不況業種として、政令で指定し、これら特定不況業種に属する事業所への依存度が大きいため、その事業の縮小等により、相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じている地域を特定不況地域として、政令で指定すること、

第二は、特定不況地域または指定される関連市町村の区域内の中小企業者で、中核的業務所の事業の縮小等により、その事業活動に支障を生じているものは、市町村長の認定を受けることができるものとすること、

第三は、認定を受けた中小企業者に対し、経営安定に必要な資金の融資、設備近代化資金の返済猶予、中小企業信用保険による特定不況地域関係保証の特例、所得税または法人税法上の欠損金の繰り戻し制度による還付及び地方税法上の欠損金の繰り越しについての課税の特例等の助成措置を講ずること、

第四に、特定不況地域における工場の新増設を促進するため、工業再配置促進費補助金の活用など必要な財政及び税制上の措置を講ずること、

その他、関連施策及び公共事業の実施に際しての国の配慮、関係地方公共団体の施策の実施等について規定いたしております。

なお、この法律は昭和五十八年六月三十日まで廃止するものとしております。

本案は、十月二日本委員会に付託され、翌三日河本通商産業大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、昨日質疑を終了しましたところ、自由民主党、日本社会党、公明党、国民会議、民社党、日本共産党、革新共同及び新自由クラブの六党共同提案に係る認定中小企業者の事業の転換に必要な資金の確保に努める旨の規定を加えること及び中小企業信用保険の特例措置のう

ち、無担保保険については、別枠の保険限度額を千万円とすることを内容とする修正案が提出され、採決の結果、本案は全会一致をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、特定不況地域の弾力的指定、緊急融資条件の改善等に関する附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたします。

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

○加藤紘一君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、坂田道太君外九名提出、水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(保利茂君) 加藤紘一君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(保利茂君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられました。

水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法案(坂田道太君外九名提出)

○議長(保利茂君) 水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。公害対策並びに環境保全特別委員長久保等君。

公害対策並びに環境保全特別委員長久保等君。

昭和五十三年十月十九日 衆議院會議録第九号

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案  
及び同報告書  
〔本号末尾に掲載〕

〔久保等君登壇〕  
○久保等君 ただいま議題となりました水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案につきまして、公害対策並びに環境保全特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、自由民主党坂田道太君外九名の提出に係るものでありまして、水俣病の認定業務の促進を図るため、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病に係る認定の申請をした者で、認定に関する処分を受けていないものについて認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設けようとするものであります。

その主な内容は、一定の要件に該当する者は、環境庁長官に対して政令で定める日から五年以内に認定の申請をすることができるとし、環境庁長官は、環境庁の付属機関として新たに設けられる臨時水俣病認定審査会の意見を聞いて認定に関する処分を行うこととしたことであります。

本案は、去る十月二日本特別委員会に付託され、十三日提出者を代表して福島謙二君から提案理由の説明を聴取した後、審査に入り、本日質疑を終局いたしましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、民社党及び新自由クラブの共同提案により、本案の目的に、水俣病にかかった者の迅速かつ公正確実な救済のための趣旨を加えること、臨時水俣病認定審査会の委員の要件として、水俣病に係る高度の学識と豊富な経験を有する者であることを明確にすること、及び環境庁長官は、認定に関する処分について異議申し立ての審査をする場合においては、公害健康被害補償不服審査会の委員及び当該患者の主治の医師の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなければならぬ旨の規定を加えることを内容とする修正案が提出されました。

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案 朗読を省略した議長の報告

次いで、討論、採決の結果、本案は多数をもって修正案のとおり修正議決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、水俣病患者が一人でも見落とされることのないよう審査を行うこと、本法の異議申し立てについて、環境庁長官は、不服審査会委員及び主治医の意見を十分尊重すること、検診医の拡充強化等、認定業務促進のための諸般の施策を講ずることなど八項目の附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(保利茂君) 採決いたしました。  
本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕  
○議長(保利茂君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

○議長(保利茂君) 本日は、これにて散会いたします。  
午後一時四十四分散会

出席國務大臣  
通商産業大臣 河本 敏夫君  
国務大臣 山田 久就君

○朗読を省略した議長の報告  
(議決通知)  
一、昨十八日、本院は原子力委員会委員に清成迪君及び島村武久君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は原子力委員会委員に清成迪君及び島村武久君を任命することに同意した旨内閣に通知した。  
一、昨十八日、本院は原子力委員会委員に内

田秀雄君、吹田徳雄君、田島英三君、御園生圭輔君及び山本寛君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は公安審査委員会委員に荻原伯永君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は日本電信電話公社経営委員会委員に金丸徳重君及び川鍋秋蔵君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は公正取引委員会委員に野口一郎君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は労働保険審査会委員に大塚達一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、昨十八日、本院は日本放送協会経営委員会委員に佐方信博君、高橋武彦君、原俊之君、春野鶴子君、山口恒則君及び吉武信君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

〔通知書受領〕  
一、昨十八日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

一、日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めるとの件  
一、昨十八日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

医療法の一部を改正する法律  
特定船舶製造業安定事業協会法  
地方交付税法等の一部を改正する法律

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律  
無限連鎖講の防止に関する法律  
(理事補欠選任)

一、昨十八日、文教委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
理事 曾根 益君(理事曾根益君去る十三日委員辞任につきその補欠)

二〇四

(常任委員辞任及び補欠選任)  
一、昨十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
辞任  
木原 実君 補欠 大原 亨君  
櫻野 泰二君 補欠 伊藤 茂君  
新井 彬之君 補欠 沖本 泰幸君  
田川 誠一君 補欠 中川 秀直君  
中川 秀直君 補欠 小林 正巳君  
伊藤 茂君 補欠 櫻野 泰二君  
大原 亨君 補欠 木原 実君  
沖本 泰幸君 補欠 新井 彬之君  
小林 正巳君 補欠 田川 誠一君

外務委員  
辞任  
寺前 巖君 補欠 東中 光雄君  
東中 光雄君 補欠 寺前 巖君

大蔵委員  
辞任  
伊藤 茂君 補欠 梅野 泰二君  
高橋 高望君 補欠 玉置 一徳君  
梅野 泰二君 補欠 伊藤 茂君  
玉置 一徳君 補欠 高橋 高望君

社会労働委員  
辞任  
石橋 一弥君 補欠 藤本 孝雄君  
大原 亨君 補欠 木原 実君  
藤本 孝雄君 補欠 石橋 一弥君  
木原 実君 補欠 大原 亨君

商工委員  
辞任  
鹿野 道彦君 補欠 原田昇左右君  
粕谷 茂君 補欠 羽田 孜君  
渡辺 秀央君 補欠 玉沢徳一郎君  
玉置 一徳君 補欠 米沢 隆君  
玉沢徳一郎君 補欠 渡辺 秀央君  
羽田 孜君 補欠 粕谷 茂君

補欠  
大原 亨君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
梅野 泰二君  
玉置 一徳君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
藤本 孝雄君  
木原 実君  
石橋 一弥君  
大原 亨君  
原田昇左右君  
羽田 孜君  
玉沢徳一郎君  
米沢 隆君  
渡辺 秀央君  
粕谷 茂君

補欠  
大原 亨君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
梅野 泰二君  
玉置 一徳君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
藤本 孝雄君  
木原 実君  
石橋 一弥君  
大原 亨君  
原田昇左右君  
羽田 孜君  
玉沢徳一郎君  
米沢 隆君  
渡辺 秀央君  
粕谷 茂君

補欠  
大原 亨君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
梅野 泰二君  
玉置 一徳君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
藤本 孝雄君  
木原 実君  
石橋 一弥君  
大原 亨君  
原田昇左右君  
羽田 孜君  
玉沢徳一郎君  
米沢 隆君  
渡辺 秀央君  
粕谷 茂君

補欠  
大原 亨君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
梅野 泰二君  
玉置 一徳君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
藤本 孝雄君  
木原 実君  
石橋 一弥君  
大原 亨君  
原田昇左右君  
羽田 孜君  
玉沢徳一郎君  
米沢 隆君  
渡辺 秀央君  
粕谷 茂君

補欠  
大原 亨君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
梅野 泰二君  
玉置 一徳君  
伊藤 茂君  
高橋 高望君  
藤本 孝雄君  
木原 実君  
石橋 一弥君  
大原 亨君  
原田昇左右君  
羽田 孜君  
玉沢徳一郎君  
米沢 隆君  
渡辺 秀央君  
粕谷 茂君

運輸委員  
原田昇左右君 鹿野 道彦君  
米沢 隆君 玉置 一徳君

藤本 孝雄君 中村 弘海君  
箕輪 登君 玉沢徳一郎君  
玉沢徳一郎君 箕輪 登君  
中村 弘海君 藤本 孝雄君

建設委員  
瓦 力君 石川 要三君  
中川 秀直君 田川 誠一君  
田川 誠一君 甘利 正君  
石川 要三君 瓦 力君  
甘利 正君 中川 秀直君

松本 善明君 寺前 巖君  
大原 一三君 田川 誠一君  
小林 正巳君 甘利 正君  
甘利 正君 中川 秀直君  
寺前 巖君 松本 善明君  
田川 誠一君 大原 一三君  
中川 秀直君 小林 正巳君

予算委員  
松本 善明君 寺前 巖君  
大原 一三君 田川 誠一君  
小林 正巳君 甘利 正君  
甘利 正君 中川 秀直君  
寺前 巖君 松本 善明君  
田川 誠一君 大原 一三君  
中川 秀直君 小林 正巳君

津島 雄二君 鹿野 道彦君  
西田 司君 粕谷 茂君  
春田 重昭君 新井 彬之君  
鹿野 道彦君 津島 雄二君  
粕谷 茂君 西田 司君  
新井 彬之君 春田 重昭君

決算委員  
津島 雄二君 鹿野 道彦君  
西田 司君 粕谷 茂君  
春田 重昭君 新井 彬之君  
鹿野 道彦君 津島 雄二君  
粕谷 茂君 西田 司君  
新井 彬之君 春田 重昭君

東中 光雄君 寺前 巖君  
甘利 正君 小林 正巳君  
寺前 巖君 松本 善明君  
小林 正巳君 田川 誠一君

議院運営委員  
東中 光雄君 寺前 巖君  
甘利 正君 小林 正巳君  
寺前 巖君 松本 善明君  
小林 正巳君 田川 誠一君

田川 誠一君 大原 一三君  
松本 善明君 東中 光雄君  
大原 一三君 甘利 正君

田川 誠一君 大原 一三君  
松本 善明君 東中 光雄君  
大原 一三君 甘利 正君

（理事補欠選任）  
一、昨十八日、科学技術振興対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。  
理事 吉田 之久君（理事小宮武喜君去る九月二十九日委員辞任につきその補欠）

（特別委員辞任及び補欠選任）  
一、昨十八日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。  
科学技術振興対策特別委員  
近江巳記夫君 補欠 古寺 宏君  
古寺 宏君 近江巳記夫君

（議案送付）  
一、昨十八日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。  
国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案  
一、昨十八日、第八十四回国会において本院で継続審査をした次の内閣提出案を参議院に送付した。  
大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改正する法律案  
一、昨十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。  
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案  
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案  
特定不況地域離職者臨時措置法案  
金属鉱業事業団法の一部を改正する法律案  
同和对策事業特別措置法の一部を改正する法律案

（条約通知書受領）  
一、昨十八日、参議院において次の件を議決した  
旨の通知書を受領した。  
日本国と中華人民共和国との間の平和友好条約の締結について承認を求めの件  
（議案通知書受領）  
一、昨十八日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
医療法の一部を改正する法律案  
無限連鎖講の防止に関する法律案  
一、昨十八日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。  
特定船舶製造業安定事業協会法案  
地方交付税法等の一部を改正する法律案  
地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案  
（議案撤回）  
一、昨十八日、次の議案は委員会において撤回を許可した。  
地方陸上交通事業維持整備法案（久保三郎君外三十七名提出、第八十四回国会衆法第二四号）  
（調査要求承認）  
一、常任委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は昨十八日いずれもこれを承認した。  
国政調査承認要求書  
一、調査する事項  
二、通信行政に関する事項  
三、郵政事業に関する事項  
四、郵政監察に関する事項  
五、電気通信に関する事項  
六、電波監理及び放送に関する事項  
二、調査の目的  
右各事項について実情を調査し、対策を樹立するため  
三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等  
四、調査の期間  
本会期中

右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。  
昭和五十三年十月十八日  
通信委員長代理理事 鈴木 強  
衆議院議長 保利 茂殿

国政調査承認要求書  
一、調査する事項  
二、建設行政の基本施策に関する事項  
三、都市計画に関する事項  
四、道路に関する事項  
五、住宅に関する事項  
六、建築に関する事項  
七、国土行政の基本施策に関する事項  
二、調査の目的  
建設行政及び国土行政の実情を調査し、その運営を適正ならしめるため  
三、調査の方法  
小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等  
四、調査の期間  
本会期中  
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求め。  
昭和五十三年十月十八日  
衆議院議長 保利 茂殿  
建設委員長 伏木 和雄  
（答弁書受領）  
一、去る十七日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員竹内猛君提出公有地の使用と地方行政に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員伊藤茂君提出米軍偵察機墜落事故の原因と責任の糾明に関する質問に対する答弁書  
公有地の使用と地方行政に関する質問主意書  
右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年十月十九日 衆議院会議録第九号 朗読を省略した議長長の報告

昭和五十三年十月十九日 衆議院會議録第九号

提出者 竹内 猛

衆議院議長 保利 茂殿

書

私は、今日まで、茨城県の古河市の大下水道の管理の問題を取り上げてその管理と使用の実態について追究してきました。ところが、その問題が未解決の状況のなかで、最近石岡市内においても県の建築指導課が建築の許可を認めないにもかかわらず、ついに現場では市有地を含めた不許可の建築が堂々と行われている現状があります。

そうしたときに、土浦市内において次のような公有地の不当な使用が堂々と行われているということがあるので質問し、なお、この回答によつては更に委員会でもただして行きたいと考え、取りあえず質問主意書を提出します。

昭和五十三年八月二十二日に、土浦市一〇五五ノ一横田侃所有地に隣接する田口燃料店・田口一良所有(一〇七五)で建築工事が始められた。横田家と田口家との間には一部約二メートル幅の裏通りに接する公園に明記された公有管理地があり、建造物(住居)をこの公有管理地を含めて建てており、この公有管理地は無番地であつて、現在では埋め立てられておりますが大正の末頃までは横田家の裏の出入口として供用していたものでした。

現在横田家は、一〇五八と一〇五九ノ一との間の路地を通り一〇六七、一〇六八を通つて住居のある一〇五五の二の道路に通じていますが、住居も老朽化し、いずれ一〇五五の一に住居を移し(昭和二十年頃までここに居宅があつた)、この公有管理地を道路に通ずる出入口に使用するつもりでありました。同所は、田口家においては、営業上の薪や石油の空きかんを置くのに使用するだけで、いつでも撤去出来る形で利用し、田口家としてもその場所が横田家の裏道への出入口として残されている公有管理地であることは、十分承知

朗読を省略した議長の報告

してははずです。

ところが、この公有管理地に建築が始まつた当日、横田家の代表者が土浦市役所の市民苦情相談室を訪ね、更に室員に伴われて建築課に公園を持参し違法建築であることを指摘し、調査を求め善処方を要求した。そこで、提出された建築許可の申請書を調べてもらったところが、公園とは異なつた偽りのものであることがわかり、施行者に工事差止めの手続きをとつてくれたのです。

それにもかかわらず、九月十九日に前とほとんど変更なしに建築が再開されました。そこで横田家としては、再度建築課を訪ねたところ、県土木事務所管理課の会田氏の指導によつて建築許可をしたもので、文句があれば会田氏に言つてほしいとけんもほろろの挨拶であつた。

その際、建築課担当者から問題の土地は公有管理地であり、横田家の土地ではないので横田家とは関係はない、私どもに不服があれば裁判によつて解決する以外にないというのでした。その上に、公園はいまいましいものであり頼りにならないものであるという返答もあつたということです。これは管理監督の担当官としての発言としては重大な発言であると考えます。なぜなら公園を否定しているからです。

ついで横田家では、資料を揃え苦情相談室の係と現在市の街並調査をしている文化財専門委員の一色史彦氏を伴い、県の土木事務所へ会田氏を訪ね、説明を求めたのです。

ところが、会田氏は県庁に出張中で代つた管理課係長に会つたところ、返答としては調査して連絡するといふことでありましたが、翌日同行の市の苦情相談室の係官への連絡では、田口家の間口を測量したら公園より狭いので公有管理地を充当させたのだという全く理解しがたい返答でありました。しかも、現在依然として建築は進んでおります。

ことは極めてこまかい町内の問題であります。以上のように公有管理地が全く無責任に使用

され、それを管理する責任者が言を左右にし結局家を建築して既成事実を作れば勝ちだということでは、今後こうした問題はどこでも発生するおそれがあります。ためにあえて次のことをただしませう。

- 一 公有地に無断又は公園を偽つて許可申請をし、私的建造物が建てられるか。
- 二 公有地の払い下げを公有財産の払い下げの手續をふまらずに勝手に既成事実を作り、事後承認を求めようなことは正当なものと考えるかどうか。
- 三 公有地の払い下げは周囲の同意なしに出来るか。又はその例があるか。あれば具体的に報告されたい。

昭和五十三年十月十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員竹内猛君提出公有地の使用と地方行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員竹内猛君提出公有地の使用と地方行政に関する質問に対する答弁書

一から三までについて  
茨城県からの報告によれば、御質問に係る一〇五五番地の一の土地と一〇七五番地の土地との間には、旧土地台帳法施行細則(昭和二十五年法律府令第八十八号)第二条に規定する地図を調査したところ、公有地は存在しないとのことである。  
右答弁する。

米軍偵察機墜落事故の原因と責任の糾明に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和五十三年十月四日

提出者 伊藤 茂

衆議院議長 保利 茂殿

書

衆議院議員竹内猛君提出公有地の使用と地方行政に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

この墜落事件の原因を糾明する日米合同委員会の事故分科委員会は、「アフターバーナーライターの組み付け不良」による事故であることを明らかにしたが、その原因である装着不良は「合衆国本國にある中間レベルの整備中に生じたものである」とするにとどまり、明らかな人為的ミスであるにもかかわらず、具体的な業務上の責任の所在は未だ明らかになっていない。

事件から一年余を経た今日に至つてもなお、事故の主原因である「組み付け不良」を引き起こした部隊名(あるいは工場名)と責任者、その日時、場所が明らかにされず、その関係者にとどのような処分が行われたのかも不明のままであることは極めて遺憾である。政府がこの点について積極的に努力して事故の原因と責任を徹底的に糾明することは、今なお病床にある被害者を始め関係被災者、市民の切実な要求である。

他方、この事件を契機に厚木基地撤去の要求が一段と高まっている中であつて、最近同基地への米軍機の離着する回数は逆に増加し、超低空飛行などの違反事件、ジェット機尾翼一部の落下、燃料放出事件なども相次いで発生し、基地使用についての日米合同委員会の合意事項に基づき協定(厚木飛行場周辺の航空機騒音軽減措置協定の違反は日常的に発生している。このような状況のもとで同基地にかかわる飛行制限を強化する内容を中心に、協定の改定が強く望まれている。

これを早急に実現することは、急激な都市化、人口増加が進行している同基地周辺市民にとつて切実な要求となつてゐる。

よつて次の事項について質問する。  
一 政府は横浜市緑区米軍機墜落事件について、事故の原因となつた一合衆国本国にある中間レールの整備」に関して、具体的な責任の所在を明らかにするために米政府に対しどのような活動・要求を行つたか。

二 事故の原因となつた「アフターバーナーライナー」の組み付け不良」を引き起こした都隊名(あるいは工場名)と責任者、日時、場所について米側から情報を受け取つてゐるか否か。現在不明の場合にはそれを明らかにするためどのような措置をとるか。

三 米軍の厚木基地使用の現状の早急な改善、規制強化とくに日米合同委員会の合意事項に基づき厚木飛行場周辺の騒音軽減措置協定の改定について政府はどう考へるか。

昭和五十三年十月十七日

内閣総理大臣 福田 赳夫

衆議院議長 保利 茂殿

衆議院議員伊藤茂君提出米軍偵察機墜落事故の原因と責任の糾明に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員伊藤茂君提出米軍偵察機墜落事故の原因と責任の糾明に関する質問に対する答弁書

一及び二について

事故分科委員会は、米側からの協力を得つた本件事故の原因究明に関する調査及び検討並びに事故再発防止のための勧告を了し、他方、米本国におけるアフターバーナーの組み立ての状況などについては、去る九月政府は、在京米大使館に対し協力を行つて欲しい旨の要請を行つた次第であり、現在、米側は右要請を踏まえていかなる協力がなされるかにつき検討中であると承知してゐる。

三について  
厚木海軍飛行場に係る航空機の航行の安全及び騒音の軽減措置については、政府としては従来から最大限の努力を払つてゐるところであり、昨年九月発生した横浜市内米軍機墜落事故にかんがみ、住民の安全を第一として検討の上、米側と交渉した結果、レーダー誘導経路、飛行高度について本年七月三日から改善し、また、騒音の軽減については、政府は、従来から米側に対し協力を要請しており、米側も同飛行場の騒音軽減措置に関する日米間の合意事項について、最大限の努力を払つて履行してゐるところであり、政府としては、今後ともこの履行の確保を図つてまいりたい。

右答弁する。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法案

国会に提出する。

昭和五十三年九月三十日

内閣総理大臣 福田 赳夫

特定不況地域中小企業対策臨時措置法案

〔目的〕

第一条 この法律は、最近における内外の経済的  
事情の著しい変化により、特定の地域において、中小企業者の経営が著しく不安定になり、かつ、雇用事情が著しく悪化してゐる状況にかんがみ、これらの中小企業者の経営の安定を図るための措置を講ずることにより、別に講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置と相まつて、これらの地域における経済の安定等に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、小売業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営むもの並びに資本の額又は出資の総額が三千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの

三 企業組合  
四 協業組合  
五 事業協同組合又は協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合又はその連合会であつて、政令で定めるもの

2 この法律において「特定不況地域」とは、最近における内外の経済的著しい変化により、その業種に属する事業の目的たる物品又はその業種に属する事業の目的たる役務の供給能力が著しく過剰となり、かつ、その状態が長期にわたつて継続することが見込まれるため、その業種に属する事業を行う事業所の相当部分において事業の廃止又は事業規模の縮小(以下「事業の廃止等」という。)を余儀なくされてゐる業種であつて、政令で定めるものをいう。

3 この法律において「特定不況地域」とは、次の各号に掲げる要件に該当する市町村(特別区を含む、以下同じ)であつて政令で定めるものの区域をいう。  
一 特定不況業種に属する事業を主たる事業として行う事業所(以下「特定事業所」という。)

であつてその市町村の区域内に所在するものにおいて、事業の廃止等が相当の規模で行われてゐること。  
二 その市町村の区域内に所在する事業所(特定事業所を除く。)の事業活動がその市町村の区域内に所在する特定事業所の事業活動に相当程度依存してゐるため、前号に規定する事態の発生に起因して、その市町村の区域内に事業所を有する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じてゐること。

4 前項の政令は、この法律に基づく中小企業者の経営の安定を図るための措置と別に講じられる失業の予防、再就職の促進等の措置とが総合的かつ効果的に実施されることを確保するため、その定めようとする市町村の区域及びその近隣の地域における離職者の発生状況、雇用の機会の水準その他の雇用に関する状況を考慮して定めるものとする。

(認定)

第三条 特定不況地域内に事業所を有する中小企業者であつて、その事業所における主たる事業の目的物たる物品又はその事業所における主たる事業の目的たる役務に係る取引額が減少し、又は減少する見通しが生じたため、その事業活動に支障を生じてゐるものは、その特定不況地域を管轄する市町村長(特別区の区長を含む、以下同じ)の認定を受けることができる。ただし、当該取引額の減少又はその減少の見通しがその特定不況地域内に所在する特定事業所における事業の廃止等に起因するものでないと認められるときは、この限りでない。

2 特定不況地域内に所在する特定事業所の行う事業と密接な関連を有する事業を行う事業所が相当数所在する等特定不況地域と密接な経済的関連を有するその周辺の市町村で特定不況地域ごとに政令で定めるもの(以下「関連市町村」という。)の区域内に事業所を有する中小企業者であつて、その特定不況地域内に所在する特定事

業所における事業の廃止等に起因して、その事業所における主たる事業の目的物たる物品又はその事業所における主たる事業の目的たる役務に係る取引額が減少し、又は減少する見通しが生じたため、その事業活動に支障を生じているものは、その事業所の所在地を管轄する市町村長の認定を受けることができる。

(資金の確保)

第四条 国は、前条第一項又は第二項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)がその経営の安定を図るのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(中小企業近代化資金等助成法による貸付金の償還期間の延長)

第五条 都道府県は、中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項に規定する貸付に係る貸付金であつて、特定不況地域内又は関連市町村の区域内に事業所を有する中小企業者で当該特定不況地域を指定する第二条第三項の政令の施行の日又は当該関連市町村を指定する第三条第二項の政令の施行の日(以下「指定日」という。)の前にその貸付を受けたものが同条第一項又は第二項の認定を受けた場合における当該中小企業者に対するもの(特定不況地域内又は関連市町村の区域内に事業所を有する中小企業者で同法第三条第一項第二号の貸与機関から指定日の前にその事業の用に供する設備の譲渡し又は貸付けを受けたものが第三条第一項又は第二項の認定を受けた場合における当該設備の譲渡し又は貸付けに充てるため貸与機関に貸し付けたものを含む。)については、同法第五条の規定にかかわらず、その償還期間を三年を超えない範囲内において延長することができる。

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通

保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。))又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。))の保険関係であつて、特定不況地域関係保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証であつて、認定中小企業者がその経営の安定を図るのに必要な資金(第三条第一項又は第二項の認定に係る事業所において事業を継続することが困難となつたためその事業所を移転する場合における当該移転に必要な資金を含む。以下この項において同じ。)に係るもの又は第二条第一項第五号に掲げる者(認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。))がその構成員たる認定中小企業者に対してその経営の安定を図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な資金に係るもので、特定不況地域及び関連市町村の区域ごとに政令で定める日までに受けたものをいう。以下同じ。))を受けた中小企業者に係るものについては、同法第三条第一項、第三条の二第一項及び

条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同条第二項中「当該保証をした」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」と、当該債務者」とする。

所得税又は法人税の還付について特別の措置を講ずる。

2 前項に規定する所得税又は法人税の還付についての特別の措置の適用を受ける認定中小企業者については、地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)で定めるところにより、道府県民税、事業税及び市町村民税に係る純損失又は欠損金の繰越しについて特別の措置を講ずる。

第三項並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特定不況地域中小企業対策臨時措置法第六条第一項に規定する特定不況地域関係保証(以下「特定不況地域関係保証」という。))に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条第二項中「当該保証をした」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」と、それぞれ当該保証をした」と、「当該債務者」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証」と、当該債務者」と、同法第三

2 普通保険の保険関係であつて、特定不況地域関係保証に係るものについては、中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十(無担保保険特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。

第八条 国は、特定不況地域における工場の新増設を促進するために、より認定中小企業者の経営の安定に資するため、特定不況地域における工場の新増設の円滑な推進のための財政上の措置その他必要な措置を講ずるとともに、必要な資金の確保に努めるものとする。

3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定不況地域関係保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

4 特定不況地域内に所在する特定事業所における事業の廃止等に起因して事業活動に支障を生じていると認められる中小企業者が特定不況地域及び関連市町村の区域ごとに政令で定める日から第一項の政令で定める日までの間に、その経営の安定を図るのに必要な資金につき中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた場合において、その中小企業者が第三条第一項又は第二項の認定を受けたときは、その債務の保証を特定不況地域関係保証とみなして、前三項の規定を適用する。

第九条 特定不況地域以外の地域内に所在する事業用資産を譲渡して特定不況地域内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合には、租税特別措置法の定めるところによる。特定不況地域内の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

2 特定不況地域内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者があつた場合には、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法の定めるところにより、特別償却を行うことができる。

(認定中小企業者についての課税の特例)

第七条 認定中小企業者について純損失又は欠損金を生じた場合は、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二百六号)で定めるところにより、

第十条 国は、認定中小企業者のための下請取引の広域的あつせんの実施のための助成を強化する等、中小企業に關連する施策の実施に際し認定中小企業者の経営の安定に特に配慮するとともに、公共事業の実施に關し特定不況地域における経済の安定の見地から必要な配慮を加えるものとする。

(関係地方公共団体の施策)

第十一条 関係地方公共団体は、国の施策と相ま

第十二条 国は、認定中小企業者に対する特別の措置を講ずる。

第十二条 国は、認定中小企業者に対する特別の措置を講ずる。



つて、中小企業の経営の安定その他の特定不況地域における経済の安定を図るための施策を総合的に実施するよう努めなければならない。

附則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- (この法律の廃止)
- 2 この法律は、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとする。

(中小企業庁設置法の一部改正)

- 3 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第七号の六の次に次の一号を加える。

七の七 特定不況地域中小企業対策臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)の施行に關すること。

第四条第三項中「第七号の五及び第七号の六」を「及び第七号の五から第七号の七まで」に改める。

理由

最近における内外の経済的事情の著しい変化により、特定の不況業種に属する事業所に対する依存度の大きい地域において多数の中小企業者の経営が著しく不安定になつてゐる状況にかんがみ、これら中小企業者の経営の安定を図るための臨時かつ緊急の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

特定不況地域中小企業対策臨時措置法案

(内閣提出)に關する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における経済的事情の著しい変化により、特定の不況業種に属する事業所に対する依存度の大きい地域において、多数の中小企業者の経営が著しく不安定になつてゐる状況にかんがみ、これらの中小企業者の経営の安定

を図るための措置を講じようとするものである。その主な内容は次のとおりである。

1 「特定不況業種」及び「特定不況地域」の指定

- (1) 最近における内外の経済的事情の著しい変化により、事業の廃止又は事業規模の縮小(以下「事業の廃止等」という。)を余儀なくされてゐる事業所が相当部分に及んでゐる業種を「特定不況業種」として、政令で指定する。
- (2) 次の要件に該当する市町村を「特定不況地域」として政令で指定する。この場合、近隣の地域も含めた雇用状況を考慮するものとする。

① その市町村内の特定不況業種に属する事業所(以下「特定事業所」という。)において、事業の廃止等が相当の規模で行われていること。

② その市町村内の事業所の事業活動がその市町村内の特定事業所の事業活動に相当程度依存してゐるため、その市町村内の相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じてゐること。

2 認定中小企業者の認定

特定不況地域又はその関連市町村(政令指定)の区域内の中小企業者であつて、特定事業所の事業の廃止等に起因して事業活動に支障を生じてゐるものは、市町村長の認定を受けることができる。

3 認定中小企業者に対する助成

国は、認定中小企業者に対し、次のような助成を行うものとする。

(1) 経営の安定に必要な資金の確保(緊急融資)

(2) 中小企業近代化資金等助成法による整備近代化資金の償還期間の三年以内の延長

(3) 中小企業信用保険法による中小企業信用保険につき保険限度の別わりの設定、保険料率の引下げ、てん補率の引上げの特例

(4) 欠損金等の繰戻し制度による所得税又は法人税の還付及び地方税における欠損金の繰越しについての特例

4 特定不況地域における工場の新増設の促進等

国は、特定不況地域における工場の新増設を促進するため、工業再配置促進法に基づく補助金の活用等必要な財政及び税制上の措置を講ずるものとする。

5 関連施策についての配慮等及び関係地方公共団体の施策

(1) 国は、認定中小企業者のための下請取引の広域的あつせんの実施のための助成強化等関連施策の実施及び公共事業の実施に關し配慮するものとする。

(2) 関係地方公共団体は、国の施策と相まつて、特定不況地域における経済の安定を図るための施策の実施に努めるものとする。

6 施行期日等

この法律は、公布の日から施行し、昭和五十八年六月三十日までに廃止するものとする。

二 議案の修正議決理由

本案は、特定不況地域における中小企業者の経営の安定を図るための措置として、おおむね有効適切なものと認め、認定中小企業者の資金の確保措置及び中小企業信用保険の特例措置について、修正する必要があると認め、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和五十三年度一般会計補正予算に、下請企業振興事業費補助金千三百万円、商工組合中央金庫出資金五十五億円、信用保証協会基金補助金十一億円、中小企業信用保険公庫出資金八十億円がそれぞれ計上されている。

右報告する。

昭和五十三年十月十八日

商工委員長 樋口 隆

衆議院議長 保利 茂殿

(別紙)

(小字及び一は修正)

(資金の確保)

第四条 国は、前条第一項又は第二項の認定を受けた中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)がその経営の安定を図るのに必要な資金の確保に努めるものとする。

○及び事業の振換を行うのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(中小企業信用保険法による特定不況地域関係保証の特例)

第六条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)第三条第一項に規定する普通保険(以下「普通保険」という。)、同法第三条の二第一項に規定する無担保保険(以下「無担保保険」という。)、又は同法第三条の三第一項に規定する特別小口保険(以下「特別小口保険」という。の)の保険関係であつて、特定不況地域関係保証(同法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証)であつて、認定中小企業者(以下「認定中小企業者」という。)がその経営の安定を図るのに必要な資金(第三条第一項又は第二項の認定に係る事業所において事業を継続することが困難となつたためその事業所を移転する場合における当該移転に必要な資金を含む。以下この項において同じ。)に係るもの又は第二項第一項第五号に掲げる者(認定中小企業者であるもの又はその構成員の三分の二以上が認定中小企業者であるものに限る。)がその構成員たる認定中小企業者に対してその経営の安定を図るのに必要な資金を貸し付けるために必要な資金に係るもので、特定不況地域及び関連市町村の区域ごとに政令で定める日までに受けたものをいう。以下同じ。)を受けた中小企業者に係るものについての同法第三条第一項、第三条の二第一項及び第三項

並びに第三条の三第一項及び第二項の規定の適用については、同法第三条第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特定不況地域中小企業対策臨時措置法第六条第一項に規定する特定不況地域関係保証(以下「特定不況地域関係保証」という。)に係る保険関係の保険価額の合計額とその他の保険関係の保険価額の合計額とがそれぞれ」と、同法第三条の二第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額」と及び「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とがそれぞれ」と、同法第三条の二第二項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とがそれぞれ」と、同法第三条の三第一項中「保険価額の合計額が」とあるのは「特定不況地域関係保証に係る保険関係の保険価額の合計額」とがそれぞれ」と、同法第三条の三第二項中「当該保証をした」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証をした」と、それぞれ当該保証をした」と、同法第三条の三第三項中「当該保証をした」とあるのは「特定不況地域関係保証及びその他の保証をした」と、当該債務者」とする。

- 2 普通保険の保険関係であつて、特定不況地域関係保証に係るものについての中小企業信用保険法第三条第二項及び同法第五条の規定の適用については、同法第三条第二項中「百分の七十」とあり、同法第五条中「百分の七十(無担保保険、特別小口保険及び公害防止保険にあつては、百分の八十)」とあるのは、「百分の八十」とする。
- 3 普通保険、無担保保険又は特別小口保険の保険関係であつて、特定不況地域関係保証に係るものについての保険料の額は、中小企業信用保険法第四条の規定にかかわらず、保険金額に年百分の二以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。
- 4 特定不況地域内に所在する特定事業所における事業の廃止等に起因して事業活動に支障を生じていると認められる中小企業者が特定不況地域及び関連市町村の区域ごとに政令で定める日から第一項の政令で定める日までの間に、その経営の安定を図るのに必要な資金につき中小企業信用保険法第三条第一項、第三条の二第一項又は第三条の三第一項に規定する債務の保証を受けた場合において、その中小企業者が第三条第一項又は第二項の認定を受けたときは、その債務の保証を特定不況地域関係保証とみなして、前三項の規定を適用する。

【別紙】  
特定不況地域中小企業対策臨時措置法案に  
水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法案  
に対する附帯決議  
政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。  
一 特定不況地域の指定は、地域の実態に応じ弾力的に行うよう措置するとともに、関係地方公共団体の意見を反映するよう配慮すること。  
二 認定中小企業者に対する緊急融資については、極力、融資条件の改善に努めること。  
水保病の認定業務の促進に関する臨時措置法案  
右の議案を提出する。  
昭和五十三年九月二十九日  
提出者  
坂田 道太 林 義郎  
相沢 英之 登坂重次郎  
藤田 義光 松野 頼三  
野田 毅 福島 謙二  
福永 一臣 池田 行彦  
賛成者  
足立 篤郎外六十八名

【目的】  
第一条 この法律は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(昭和四十四年法律第九十号。以下「旧救済法」という。)による水保病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものについて認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設けることにより、水保病に係る認定に関する業務の促進を図ることを目的とする。  
(認定に関する処分を行う機関の特例)  
第二条 公害健康被害補償法(昭和四十八年法律第百一十一号。以下「補償法」という。)施行の際旧救済法第三条第一項の水保病に係る認定の申請をしていない者で補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定に関する処分を受けていないものは、環境庁長官に対して、当該水保病が当該申請に係る旧救済法第二条第一項の規定により定められた指定地域に係る水質の汚濁の影響によるものである旨の認定を、第六項に規定する期間内に、申請することができ。ただし、当該旧救済法第三条第一項の認定の申請について、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による公害被害者認定審査会の意見が、果知事又は市長(以下「県知事等」という。)に既に示されている場合は、この限りでない。  
2 環境庁長官は、前項の規定による申請を受けた場合には、当該申請者に係る旧救済法第三条第一項の認定の申請を受けた県知事等に自ら前項の認定に関する処分を行う旨の通知をした上で、臨時水保病認定審査会の意見を聴いて、当該申請者について同項の認定に関する処分を行



う。

3 県知事等は、前項の通知を受けた後においては、補償法附則第十二条の規定にかかわらず、当該通知に係る旧救済法第三条第一項の認定の申請をした者について同項の規定の例による認定に関する処分を行うことができない。

4 県知事等は、第二項の通知を受けた場合において、同項の規定による認定に関する処分を行うために必要な資料があるときは、直ちに、これらの資料を環境庁長官に送付しなければならぬ。

5 環境庁長官は、第二項の規定による認定に関する処分を行う場合において、必要な資料の提出を県知事等に求めることができる。

6 第一項の規定による申請をすることができる期間は、当該申請者に係る旧救済法第三条第一項の認定の申請の日の属する区分期間（旧救済法の施行の日から補償法の施行の日の前日までの期間を政令で定めるところにより区分したものをいう。）に応じて政令で定める日から五年とする。

第三条 補償法施行の際旧救済法第三条第一項の水俣病に係る認定の申請をしていた者が、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定を受けることなく、かつ、前条第一項の規定による申請をしないで死亡した場合（この法律の施行前に死亡した場合を含む。）においては、同項中

「受けていないもの」とあるのは「受けていないものが死亡した場合においては、その死亡した者の補償法第三十条第一項に規定する遺族若しくは補償法第三十五条第一項各号に掲げる者又はその死亡した者について葬祭を行う者」と、同条第二項及び第六項中「当該申請者」とあるのは「当該申請に係る死亡者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

（臨時水俣病認定審査会）  
第四条 この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、環境庁に、附属機関として、臨時水俣病認定審査会を置く。

2 臨時水俣病認定審査会は、委員十人以内で組織する。  
3 委員は、医学に関し学識経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員は、非常勤とする。  
5 前三項に定めるもののほか、臨時水俣病認定審査会の組織、運営その他臨時水俣病認定審査会に関し必要な事項は、総理府令で定める。（認定の効力）  
第五条 第二条第二項の規定による認定を受けた者は、政令で定めるところにより、補償法による認定を受けた者とみなす。

2 前項の規定により補償法による認定を受けた者とみなされる者の水俣病に係る補償法第七条第一項の規定による認定の有効期間の始期は、補償法の施行の日とする。

3 補償法附則第十五条の規定の適用については、第二条第二項の規定による認定を受けた者は、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定を受けた者とみなす。この場合においては、補償法附則第十八条中「なお従前の例によることとされる場合」とあるのは、「なお従前の例によることとされる場合（水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）第五条第三項の規定による場合を含む。）」と読み替えて、同条の規定を適用する。

（総理府令への委任）

第六条 この法律に定めるもののほか、第二条第一項の認定の申請その他この法律の実施のための手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（環境庁設置法の一部改正）

2 環境庁設置法（昭和四十六年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十六号の次に次の一号を加える。

二十六の二 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法（昭和五十三年法律第 号）の施行に関する事務を処理すること。

第五条第三項中「第二十六号及び第二十七号」を「及び第二十六号から第二十七号まで」に改め、「公害健康被害補償不服審査会」の下に「及び臨時水俣病認定審査会」を加える。

第五条の二第二項中「第二十六号」の下に「及び第二十六号の二」を加え、「除く。及び」を「除く。」並びに「に改め、「公害健康被害補償不服審査会」の下に「及び臨時水俣病認定審査会」を加える。

第十一条第一項の表中瀬戸内海環境保全審議会  
の項の次に次のように加える。

臨時水俣病認定審査会	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の規定によりその権限に属させられた事項を行うこと。
------------	---

理 由

水俣病の認定業務の処理の状況にかんがみ、水俣病の認定業務の促進を図るため、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものについて認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三千五百万円の見込みである。

昭和五十三年十月十九日 衆議院會議録第九号 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案及び同報告書

二二二

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案(坂田道太君外九名提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法(以下「旧救済法」という。)による水俣病に係る認定の申請をした者について認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設けることにより、水俣病に係る認定に関する業務の促進を図ることを目的とするものであり、その主な内容は次のとおりである。

(一) 認定に関する処分を行う機関の特例

1 旧救済法による水俣病に係る認定の申請をしていた者で公害健康被害補償法附則第十二条の規定により従前の例による認定に関する処分を受けていないものは、環境庁長官に対して旧救済法の認定の申請の日の属する区分期間に応じて政令で定める日から五年以内に、認定の申請をすることができること。

ただし、公害被害者認定審査会の意見が県知事等に既に示されている場合は、この限りでないこと。

2 環境庁長官は、認定の申請を受けた場合には、臨時水俣病認定審査会の意見を聴いて、認定に関する処分を行うものとする。

(二) 臨時水俣病認定審査会

環境庁に、附属機関として、医学に関する学識経験を有する者十名以内の非常勤の委員で組織する臨時水俣病認定審査会を置くこと。

(三) その他

環境庁長官が行う認定の効力に関する事項その他所要の規定を設けること。

(四) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の修正議決理由

水俣病の認定業務の処理の状況にかんがみ、水俣病の認定業務の促進を図るため、旧救済法による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものについて認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設けようとする本案の趣旨は、おおむね妥当と認められ、さらに、水俣病にかかった者の迅速かつ公正確実な救済を図るため別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

本案施行に要する経費としては、平年度約三千五百万円の見込みである。

本修正の結果必要とする経費としては、平年

度約二百万円の見込みである。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して山田国務大臣から「政府としては、本案については、これに応ずることといたしたい。ただし、修正案については、やむを得ないものと考え、旨の意見が述べられた。右報告する。」

昭和五十三年十月十九日

公害対策並びに環境保全特別委員長 久保 等

衆議院議長 保利 茂殿

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(目的)

第一条 この法律は、○水俣病にかかった者の迅速かつ公正確実な救済のため、旧救済法(昭和四十四年法律第九十号。以下「旧救済法」という。)による水俣病に係る認定の申請をした者で認定に関する処分を受けていないものについて認定に関する処分を行う機関の特例を臨時に設けることにより、水俣病に係る認定に関する業務の促進を図ることを目的とする。

(臨時水俣病認定審査会)

第四条 この法律によりその権限に属させられた事項を行わせるため、環境庁に、附属機関として、臨時水俣病認定審査会を置く。

2 臨時水俣病認定審査会は、委員十人以内で組

織する。

3 委員は、○水俣病に係る。○高度の○と豊富な○医学に關し○学識○経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

4 委員は、非常勤とする。

5 前三項に定めるもののほか、臨時水俣病認定審査会の組織、運営その他臨時水俣病認定審査会に關し必要な事項は、総理府令で定める。(認定の効力)

第五条 第二条第二項の規定による認定を受けた者は、政令で定めるところにより、補償法による認定を受けた者とみなす。

2 前項の規定により補償法による認定を受けた者とみなされる者の水俣病に係る補償法第七条第一項の規定による認定の有効期間の始期は、補償法の施行の日とする。

3 補償法附則第十五条の規定の適用については、第二条第二項の規定による認定を受けた者は、補償法附則第十二条の規定により旧救済法第三条第一項の規定の例による認定を受けた者とみなす。この場合においては、補償法附則第十八条中「なお従前の例によることとされる場合」とあるのは、「なお従前の例によることとされる場合(水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法(昭和五十三年法律第 号)第五条第三項の規定による場合を含む。）」と読み替えて、同条の規定を適用する。

(異議申立ての場合における認定)

第六条 環境庁長官は、第二条第二項の規定による認定に関する

処分についての行政不服審査法(昭和二十七年法律第百六十号)に基づき異議申立ての審理をする場合においては、同法第四十八条において準用する同法第二十七条の規定による公書健康被害補償不服審査会の委員及び当該異議申立てに係る患者の主治の医師(患者が死亡した場合には、当該死亡した患者の主治の医師であつた者)の鑑定を求め、これを尊重するよう努めなければならない。

(総理府令への委任)

第六<sup>七</sup>条 この法律に定めるもののほか、第二条第一項の認定の申請その他この法律の実施のための手続に関し必要な事項は、総理府令で定める。

〔別紙〕

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 臨時審査会は、水俣病患者が一人でも見落されることのないように、全部が正しく救われるような精神にのつとつて審査を行うこと。
- 二 臨時審査会委員の任命に当たっては、患者の信頼を得るよう十分に配慮すること。
- 三 臨時審査会は、県、市の認定審査会と並列的なものであり、従つて、そのような趣旨の運営を図ること。
- 四 本法の異議申立てについて、環境庁長官は、不服審査会委員及び主治医の意見を十分尊重するべし。

五 認定業務の不作為違法状態を速やかに解消する措置を講ずるとともに、認定業務について、患者との信頼回復に努めること。

六 国及び地方公共団体は、水俣病の検診業務に従事する常駐医の拡充強化等認定業務の促進のために、諸般の施策を講ずること。

七 認定業務について、各県・市認定審査会、当該地方公共団体の長、患者代表の意見を十分に聴取し、今後とも一層改善に努めること。

八 昭和五十三年七月三日付、環境事務次官通知「水俣病の認定に係る業務の促進について」のうち、4 処分に当たつて留意すべき事項中(2)の「所要の処分を行うこと」の対象となる者に対しては、法の救済の精神を尊重し、単なる患者の切捨てにならないよう、今後とも配慮の手段を見い出すべく努力すること。

昭和五十三年十月十九日 衆議院會議録第九号

明治二十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号  
大蔵省印刷局  
電話 東京 五八二 四四二(大代) 下107